

東海村要介護認定者家族介護用品給付事業をご利用のみなさまへ

東海村では、在宅で要介護認定者を介護されている家族で介護用品（紙おむつ等）を必要としている方に介護用品を給付します。また、介護用品についての相談等も受け付けております。

1 対象者

東海村に住所を有し、要介護 1・2 認定者で、主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa 以上」又は「障害高齢者の日常生活自立度 A1 以上」の者又は要介護 3・4・5 認定者を在宅等で介護している方。

対象の方（在宅等）
自宅、病院（介護療養型医療施設以外）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している人の介護者（※一部条件があります）

2 申し込み方法

利用者又はご家族が申請書をご記入・ご確認のうえ、高齢福祉課へ申請して下さい。

給付決定後、村から給付決定通知書が届きます（1 週間前後）。

3 給付の方法

村から給付決定通知書が届いた後に、カタログの中から必要な介護用品を選び、村の委託業者へ配達希望日の 5 日前までに注文してください。月 1 回、委託業者が直接ご自宅へお届けします。お急ぎの場合は、ご相談下さい。申請日がその月の 15 日以前の場合は当月からの給付となりますが、16 日以降の場合は次の月からの給付となります。受け取りの際には、給付の内容をご確認のうえ、受領印の押印をお願いします。

なお、納品後の返品・交換はできませんのでご注意ください。

4 給付金額

・要介護 1・2 認定者（該当者）＝ 3,000 円/月

・要介護 3・4・5 認定者＝ 6,000 円/月

※給付限度額を超えた場合、超えた分は利用者の自己負担となります。（上限を超えた自己負担額については、パンフレット記載上のお値段と違う場合がございます。）

※配達は月に 1 回となります。給付限度額内であっても、同月内で複数回に分けて配達することは出来ませんのでご注意ください。

5 利用にあたっての注意事項

次の場合は、高齢福祉課までご連絡下さい。

- ① 要介護度が変更になったとき
- ② 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所したとき
- ③ 他市町村へ転居したとき
- ④ 利用者が死亡したとき

※家族介護用品給付事業を利用する場合は、年度ごとの申請が必要になります。

《事業についての問合せ》

東海村 福祉部 高齢福祉課

〒319-1192 東海村東海 3-7-1

電話 029-287-0837（直通）

029-282-1711（代表）

《商品の注文・変更・配送中止(再開)等のご連絡》

ねもと薬局

〒319-1111 那珂郡東海村舟石川 587-2

電話 029-287-0465

FAX 029-282-2730

受付時間 月～金 午前 9:00～午後 5:30
(土曜・日曜・祝日は除く)